

中間とりまとめのためのたたき台(2)

第1 実親子関係事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方の全てが死亡しそのうちのいずれかが日本国内に住所を有していたとき
- 二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡しそのうちのいずれかが日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき（注4）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあるとき
- ⑤ 原告又は当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えの身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消の訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいう（人事訴訟法第2条第2号参照）。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 人事訴訟法上の「身分関係の当事者」（同法第4条1項、12条1項、2項等参照）とは、民法において当事者とされるものを指し（民法第768条2項3項、769条1項参照）、現に、訴えに係る身分関係にあり、又はあったと主張し、主張されている者を含む趣旨であると解されている。本文における「身分関係の当事者」は、国際裁判管轄の判断に関する概念であり、外国法において当該概念に相当するものと解されるものを含む趣旨であるため、人事訴訟法上の概念とは異なるものであるが、その実質においては、人事訴訟法上の「身分関係の当事者」を参考に決せられるものと解される。

(注3) 【甲案】においては、①から④までに加え、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

(注4) 【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

(補足説明)

1 部会資料3-1からの変更点等

(1) 甲案

ア 本文①

離婚に関する訴えの国際裁判管轄における議論と同様、人事訴訟事件の当事者の一方が複数存在する場合について、併合管轄に係る規定を設けることを想定した上で、身分関係の当事者である被告が複数となる場合はそのうちの一人ですりとした部分（「数人あるときは、そのうちの一人」）を削除した。

イ 本文②

本文②については、部会の議論では、従来の提案（「当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していた時」）に対して、いわゆる死後認知の訴え（例えば、子が、父の死亡後に検察官を被告として提起する認知の訴え（民法787条ただし書参照））の場合

を念頭におき、訴えに係る身分関係の当事者である被告が死亡しているとき、当該被告の死亡時の住所地国に管轄を認めることについては異論がなかった。しかし、訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告となって訴えを提起したような場合（例えば、Aの子Xが原告として提起した、A及びAが認知したYを被告とする認知無効の訴え）には、訴えに係る身分関係の当事者である被告の一方が死亡したとしても残りの一方の訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所地国に管轄を認めればよく、訴えに係る身分関係の当事者以外の者が当該身分関係の当事者双方を被告にした場合について類型分けをすべきとの意見があった。

国際裁判管轄の在り方は当事者に大きな手続上の負担をもたらすことを踏まえ、訴えに係る身分関係の当事者である被告の死亡時にその住所地国に管轄を認める必要性を吟味する観点からは、上記意見は基本的に首肯しうるものと考えられる。そこで、訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告、他の一方が被告となった場合のための規律として本文②一を、訴えに係る身分関係の当事者以外の者による訴え提起の場合のための規律として本文②二を提案した（注）。

以上のような場合分け及び規律の内容についてどのように考えるか。

なお、いわゆる死後認知については、子の住所地に管轄を認めればよいとする意見もあった。

（注）なお、このような規律とすると、父を定めることを目的とする訴え（人事訴訟法第43条）においては、例えば、(1)前夫が原告、後夫が被告となる場合において、後夫が死亡したときであっても、身分関係の当事者である訴外の子が生存していれば、本文②一の適用はなく、(2)母が原告となる場合において、前夫及び後夫が死亡したときであっても、身分関係の当事者である訴外の子が生存していれば、本文②二の適用はない。

ウ 本文③（いわゆる本国管轄）

離婚に関する訴えと同様、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人である場合に、更に「当該身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあること」を付加して管轄原因とするか否かについては、肯定、否定の両方の意見があり得るが、その要否については、離婚に関する訴えと特段異なるところはないものと考えられる。そこで、（注3）として、付加的要件の要否についてはさらに検討することとして、本文③のように提案しているが、どのように考えるか。

エ 本文④

部会においては、離婚に関する訴えの国際裁判管轄の管轄原因に係る議論と同様、親子関係の実態があったと評価することができる最後の地を管轄原因に含めるべきとの意見があった。そこで、本文④を上記意見を踏まえた内容のものとした。

オ 本文⑤

離婚に関する訴えと同様、本文⑤のような規律を設けるべきか否かについては、意見の対立が考えられるところ、部会での議論を踏まえ、「当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が行方不明であるときその他」との例示部分を削除し、規律の在り方を引き続き検討することを(注2)として注記した。また、総論的な規律の在り方に関する検討とも関連することなどから、(注3)として、本文⑤のような規律の要否を引き続き検討することを注記した。

なお、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合を想定した部分(「数人あるときは、それらのすべて」というもの)は、やや細かな部分であるため、中間試案の検討の関係では省略した。

(2) 乙案

ア 本文②

部会においては、実親子関係事件の結論如何は、当該訴えに係る身分関係の当事者の本国における身分登録制度(戸籍や国籍)に関わるものであり、その判断が当該本国で承認されるか否かということが問題となると考えられるため、乙案においてもいわゆる本国管轄(国籍による管轄)を認めるべきとの意見があった。そこで、従来の本文②を本文③とし、上記意見を踏まえた内容のものとした。

イ 本文①, ③

従来の本文①, ②のとおりである(なお、本文③については、上記(1)オ参照)。

2 検討すべき論点(甲案について)

- (1) 訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であることを必要とするか否か(本文③関係)

消極に解するものとして、①訴えに係る身分関係の当事者のうち、親というべき者が日本人であれば足りるとする意見、②訴えに係る身分関係の当事者の一方が日本人であれば足りるとする意見があった。

① 訴えに係る身分関係の当事者のうち、親というべき者が日本人であれば足りるとする意見は、例えば、嫡出否認の訴えによって嫡出親子関係が否定されることにより、遡及的に子の日本国籍が失われる場合と、認知の訴え（民法787条）により父子関係が形成されることにより、子が日本国籍を得る場合とを比較し、後者の場合に我が国に管轄が認められないのは不当だとするものである。この点について、どのように考えるか。

（参考） なお、認知の訴えにより父子関係が形成されることにより、子が日本国籍を得るのは、届出の時とされている（国籍法3条2項）。

② 訴えに係る身分関係の当事者の一方が日本人であれば足りるとする意見は、法の適用に関する通則法の規定の在り方（28条、29条）を参考にすると考えられる。提案としては、訴えに係る身分関係と我が国との密接な関連性をより確保する観点から、本文③のとおり、当事者双方が日本人である場合に我が国に管轄を認めることを提案しているが、この点について、どのように考えるか。

(2) 原告等の住所地に管轄を認めるための要件（本文⑤関係）

上記1(1)オで述べた議論のほか、実親子関係は、婚姻関係のように当事者間の合意を基にして発生する関係ではないことなどを理由として、離婚に関する訴えよりも広く管轄原因を認めることが考えられるという意見があった。離婚に関する訴えの国際裁判管轄に係る規律の在り方等を踏まえ、この点について、どのように考えるか。

第2 養親子関係事件の国際裁判管轄

1 養子縁組の成立を目的とする審判事件

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注） 単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第1の61の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第1の63の項）をいう。なお、外国法に

において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(補足説明)

従来どおりの提案である。

なお、部会において、未成年を養子とする普通養子縁組について、当該子（養子となるべき者）の住所地を管轄原因とすることについて疑問があると意見があった。しかし、民法を前提とするものではあるが、普通養子縁組の許可の審判にあたっては、未成年の子の側の陳述を聴くことが必要であること（なお、子が15歳以上であれば親等は代諾することができない。）などから（家事事件手続法第161条第3項）、当該子の住所地を管轄原因として我が国の管轄権を認めることは、必ずしも不当であるとまではいえないと考えられる。

2 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方の全てが死亡しそのうちの当該者が日本国内に住所を有していたとき
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡しそのうちのいずれかが日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき（注3）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告が引き続き日本国内に住所を有するとき
- ⑤ 原告又は当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えの身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいい、離縁を目的とする訴え(下記3)は除く(人事訴訟法第2条第3号参照)。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、①から④までに加え、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

(注3) 【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

3 離縁を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、離縁を目的とする訴え(注1)について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。(注2)

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき(注3)
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起するこ

とが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、離縁を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 単位事件類型としての「離縁を目的とする訴え」とは、離縁の訴えをいい(人事訴訟法第2条第3号参照)、下記4「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び下記5「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、①から③までに加え、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

(注3) 【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

(注4) 【乙案】①については、原告が我が国に居住している期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、更に検討する。

4 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

【甲案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件(注1)について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

(注2)

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者である相手方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき(注3)
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所地が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身

分関係の当事者である相手方の住所がある国の裁判所に申立てを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本人であるとき
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者でない申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に申立てを提起することが著しく困難であるとき

(注1) 「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものであり、「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件(家事事件手続法別表第1の64の項)をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 【甲案】においては、①から③までに加え、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、更に検討する。

(注3) 【甲案】③について、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、更に検討する。

(注4) 【乙案】①については、申立人が我が国に居住している期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、さらに検討する。

(補足説明)

従来 of 提案では、単位事件類型として、「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を設定し、これに養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えのほか、離縁の訴えを含める一方で、離縁の訴えを含まないものとして「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」を設定し、これに関する規律を別途提案していた(部会資料3-1, 第2参照)。しかし、部会において、想定される当事者の利害対立の状況を念頭におくと、「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」との単位事件類型に含まれる事件のうち、離縁の訴えは離婚に関する訴えと類似するのではないか、養子縁組の無効及び取消しの訴え及び養親子関係の存否

の確認の訴えは、婚姻に関する訴え又は「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」に類似するのではないかとの意見があったほか、「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」については、身分関係の解消を目的とする点において、むしろ離縁の訴えと類似するのではないか、との意見があった。

以上のような議論の状況を踏まえ、単位事件類型として、「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」としては、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいうものとし、管轄原因を「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」と同様の規律に係るものとして上記2のとおりの提案とする一方、離縁の訴え及び特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件については、管轄原因を「離婚に関する訴え」と同様の規律に係るものとして上記3及び4のと通りの提案とした。

上記のような単位事件類型の設定の在り方、管轄原因に係る規律の在り方について、どのように考えるか。

5 死後離縁を目的とする審判事件

裁判所は、死後離縁を目的とする審判事件（注）について、当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは、管轄権を有するものとする。

（注） 「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第1の62の項）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明）

従来どおりの提案である。

第3 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）（注）について、子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注） 単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」とは、①子の

監護に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第2の3の項）、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件（同法別表第2の7の項）、③親権者の指定又は変更の審判事件（同法別表第2の8の項）、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件（同法別表第1の65の項）、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（同法別表第1の66の項）、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件（同法別表第1の67の項）、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件（同法別表第1の68の項）、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件（同法別表第1の69の項）、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（同法別表第1の132の項）をいう（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることを想定している。）。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明）

1 従来どおりの提案である。

子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）については、部会において、例えば、父母が、離婚後の子の監護について、あらかじめ国際裁判管轄に関して合意しておきたいというニーズがあるとして、合意管轄及び応訴管轄を肯定すべきとする意見があった。しかし、部会においては、一般論として合意管轄及び応訴管轄については慎重な意見が多く述べられていること、上記事件についても公益的な性質を有するものといえることから、そのような提案はしていない。この点について、どのように考えるべきか。

2 なお、部会においては、親権喪失等の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第1の68の項参照）については、上記提案に係る管轄原因に加え、取消しの対象となる親権喪失の審判等をした国にも管轄原因を認めるか否かが検討されたところ、未成年後見に関する審判事件との共通性を指摘する意見はあったものの、特にその旨の規定を設けるべきとまでの意見は出されなかった。この点について、どのように考えるべきか。

また、一定の要件（例えば、子の最善の利益に適う場合など）のもと、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えについて管轄権を有する国にも、国際裁判管轄を認めるべきとの意見があった。この点について、どのように考えるべきか。

第4 子の特別代理人の選任の審判事件の国際裁判管轄

子の特別代理人の選任の審判事件（注1）の国際裁判管轄については、特に規律を設けない。

（注1） 単位事件類型としての「子の特別代理人の選任の審判事件」とは、①嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（家事事件手続法別表第1の59の項）、②親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件（同法別表第1の65の項）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2） 上記注1の①の事件については、解釈上、嫡出否認の訴えの裁判管轄に準ずるものと解されるが、その解釈を担保するために何らかの措置を要するか否かについては、更に検討する。

（補足説明等）

従来どおりの提案である。

上記注1の②の事件については、「子の監護又は親権に関する審判事件（ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）」に含まれることを前提としている（したがって、この趣旨において、当該事件については、対応する管轄規定は設けられているということもできる。）。

第5 子の財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（注）について、当該子の住所又は管理の対象となる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けない。

（注） 単位事件類型としての「第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件」とは、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第1の66の項）をいう。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明等）

従来どおりの提案である。

なお、乙案を採用した場合、「子の監護又は親権に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。)」に含まれるとの解釈を前提とするのであれば、疑問であるとの指摘があった。

第6 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄

都道府県の措置についての承認等の審判事件(注)の国際裁判管轄については、特に規律を設けない。

(注) 単位事件類型としての「都道府県の措置についての承認等の審判事件」とは、都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件(家事事件手続法別表1の127の項)、②都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件(同法別表第1の128の項)をいう。

(補足説明)

従来どおりの提案である。

第7 扶養関係事件の国際裁判管轄

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。)

(注)について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 扶養義務者となるべき者(申立人となる場合を除く。)の住所が日本国内にあるとき
- ② 扶養権利者となるべき者(子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子の又はその子を監護する者)の住所が日本国内にあるとき

(注) 単位事件類型としての「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。)」

(扶養義務の準拠法に関する法律第1条参照)とは、①扶養義務の設定(家事事件手続法別表第1の84の項)、②扶養義務の設定の取消し(同法別表第1の85の項)、③扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し(同法別表第2の9の項)、④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し(同法別表第2の10の項)、⑤夫婦間の協力扶助に関する処分(同法別表第2の1の項)、⑥婚

姻費用の分担に関する処分（同法別表第2の2の項）、⑦子の監護に要する費用の分担の処分（同法別表第2の3の項）の各審判事件をいい、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（家事事件手続法別表第2の16の項）は、含まない。なお、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（補足説明）

扶養に関する権利義務が設定される場面をも含むことを示すため、「となるべき者」という文言を追加した。

（検討すべき論点）

- 1 部会においては、①扶養義務者となるべき者が複数の場合に併合管轄が認められるか、②扶養義務の設定の取消しの審判事件については当該扶養義務の設定をした国に、扶養の順位の決定の変更の審判事件については当該扶養の順位の決定の審判をした国にも管轄原因を認めるべきか否かといった点が議論された。
- 2 上記①については、扶養義務者となるべき者が複数の場合に併合管轄が認められるかは、主観的併合に係る管轄原因の問題であると考えられることから、主観的併合についての規律に委ねることとした。
- 3 上記②については、いったん定められた扶養義務の帰趨に関わる問題であるから、扶養義務者（となるべき者）、扶養権利者（となるべき者）の手続上の利益を重視する観点から、本文のほかに一般的な管轄原因として追加することまではせず、いわゆる緊急管轄の規律ないし考え方により対応すべきであるとの意見があったことから、具体的な提案をしていない。この点について、どのように考えるか。